

令和6年10月2日提出

11月から職員の軽装勤務を通年実施します

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和6年11月1日(金)～
場所	-
内容	<p>市職員の服装については、これまで省エネルギー対策として5月から10月までの期間、軽装での勤務を実施してきましたが、令和6年11月から職員の通年輕装勤務を実施します。</p> <p>通年輕装勤務を実施することで、職員が気象状況や執務環境などに応じた服装を選択し、環境に配慮した働き方を率先して実施することで脱炭素社会の実現に向けて取り組むとともに、働きやすい職場環境や業務の効率化を推進することで市民サービスの向上を図ります。</p> <p>(取組内容)</p> <p>年間を通じて、職員自ら快適で働きやすい服装(ノーネクタイやポロシャツ着用等)を選択して勤務します。</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none">・市民の皆さんに不快感や違和感を与えることのないよう、公務員としての品位を損なわない節度ある服装とします。・TPO(時・場所・場合)をわきまえた服装を心掛けます。・式典への出席等、社会通念上必要とされる場においては、ネクタイやジャケットを着用します。
問い合わせ先	諫早市 総務部 職員課 担当:前田 電話番号:0957-22-1500(内線 3562) E-mail:shokuin@city.isahaya.nagasaki.jp
担当課	同上
備考 (記事解禁日等)	